

平成 20 年 12 月 21 日 改正

平成 20 年 4 月 20 日 制定

## 日本地域学会学会賞優秀発表賞規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第 4 条第六号の規定に基づき、会則第 4 条第一号に規定する年次大会（以下、年次大会）において優れた論文発表を行った本学会会員（以下、会員）を表彰するための規定について定める。

### (優秀発表賞)

第 2 条 年次大会において優れた論文発表を行った会員を表彰するため、本学会の学会賞として優秀発表賞を定める。

### (受賞資格)

第 3 条 優秀発表賞の受賞資格は、下記の何れかとする。

- 一 授賞対象となる論文発表の年度末において 30 歳以下である会員
- 二 授賞対象となる論文発表時において大学院に在籍する会員
- 三 年次大会の **Early Bird Session**（アーリー・バードセッション）で発表した会員であり、理事会がその表彰を適当と認めた会員

### (選考委員会)

第 4 条 理事会から付託を受け、優秀発表賞授賞者（以下、授賞者）の選定に必要な会務の執行をおこなうため、優秀発表賞選考委員会（以下、委員会）を本学会理事会（以下、理事会）の中に設置する。

2. 委員会は、下記の各号に規定する委員により構成される。

- 一 本学会学会賞選考委員長（以下、学会賞選考委員長）
- 二 本学会常任理事
- 三 本学会機関誌『地域学研究』編集委員長
- 四 理事会が推薦し、本学会会長（以下、会長）が委嘱した 5 名以内の会員
- 五 会長が指名した 2 名以内の会員

3. 学会賞選考委員長が委員会委員長（以下、委員長）となる。

4. 委員長は、委員会副委員長（以下、副委員長）を委員の中から指名する。

5. 本学会幹事は、委員会幹事となる。

(委員長)

第 5 条 委員長は、委員会を主宰し、議長となる。

(副委員長)

第 6 条 副委員長は、委員長に事故あるとき、または委員長が委員会を主宰するのに支障がある場合に、委員長の職務を代行する。

(応募原則)

第 7 条 優秀発表賞授賞のための選考対象論文は、本人から事前に、予め定められた期日までに所定の書式に基づいて優秀発表賞選考対象として応募のあった未発表の論文（以下、応募論文）であり、年次大会当日に本人によって口頭発表されるものでなければならない。

(査読に基づく選定)

第 8 条 委員会は、各応募論文について、委員会委員（以下、委員）の中から 2 名の査読者を指名し、その査読結果に基づいて、理事会に発議すべき授賞者原案を議決する。

2. 前項の規定にかかわらず、委員長は委員会の審議に基づき前項に規定する査読を、委員以外の会員に委嘱することが出来る。

(委員会の定足数)

第 9 条 委員会は、その現委員の半数の出席をもって成立する。

(委員会の投票、議決、全員一致の原則)

第 10 条 委員会の議決は投票によりおこなう。

2. 投票は議長を除く出席委員が行い、委員会の議決は投票者の全員一致を原則とする。

3. 前項の規定にかかわらず、全員一致による議決が得られない場合には、投票者の 3 分の 2 の議決でこれに代えることが出来る。

(授賞者数)

第 11 条 授賞者の数は、原則として、毎年 5 名以内とする。ただし、特段の理由が存在する場合には、委員長は理事会に諮り、その数を 10 名までに増やすことが出来る。

(最優秀発表賞)

第 12 条 委員会は、授賞者の中から、特に優れた論文発表をおこなった者 1 名に対して、最優秀発表賞を授賞することが出来る。

2. 前項にかかわる議決には、第 10 条第 3 項の規定を適用することは出来ない。

(授賞者の確定)

第 13 条 委員会は、第 8 条第 1 項の議決が得られた授賞者原案を理事会に発議し、その承認を得る。

2. 前項の承認によって、授賞者は確定する。

(表彰)

第 14 条 授賞者には、賞状を授与し、第 13 条の承認が得られた直後の理事会においてこれを表彰する。

2. 前項の規定において、当該理事会に出席できない授賞者に対しては、その賞状を本人に対して会長名で送付することにより表彰に代える。

(委員会事務)

第 15 条 委員会の開催に必要な日常的な会務の執行は、すべて本学会事務局がおこなう。

(委員会幹事)

第 16 条 委員会幹事は、前項に規定する会務の執行に関して、事務局長を補佐する。

(細則)

第 17 条 この規程に定める他、優秀発表賞の授賞に必要な細則は、理事会の議を経て別に定める。

(改正)

第 18 条 この規程は、理事会の議を経て改正することが出来る。

附則 (平成 20 年 4 月 20 日制定)

(施行)

この規程は、制定と同時に施行し、平成 20 年度第 45 回年次大会から適用する。

附則 (平成 20 年 12 月 21 日改正)

この規程は、平成 20 年度 (第 1 回) の授賞から適用する。

